

公募型企画競争入札公告

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院（以下「JCHO 大阪病院」という）の患者給食業務委託について、次のとおり公募型企画競争入札に付します。

平成 29 年 8 月 21 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大 阪 病 院
院 長 山 崎 芳 郎

1 概要

件名

患者給食業務委託

(2) 場所

大阪府大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 78 号

JCHO 大阪病院内

(3) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2 入札参加資格

(1) 次の①～⑥の条件に該当する者は参加する資格を有しません。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ④ 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- ⑤ 本団又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
 - (a) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (b) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (c) 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
 - (d) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (e) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (f) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

- ⑥ その他不適当と認めた者
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 2 に規定する業務を適正に行う能力のあるものとして、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に掲げる基準に適合していること。
- (3) 全省庁統一参加資格（平成 28・29・30 年度）において「役務の提供等」の A 等級または B 等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 病院（一般病床が 5 割以上を占める病院に限る。以下同じ）における患者給食業務について、3 年以上の経験を有していること。
- (5) 病院と患者給食業務委託を過去 3 年間に 2 箇所（うち 1 箇所以上は、病床数 400 床以上を有している病院であること。）以上締結し、誠実に履行していること。

3 入札参加希望者手続等

- (1) 担当部署（問合せ先）
〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 78 号
大阪病院 経理課 杉江、森山 電話 06-6441-5451
- (2) 公募型企画競争入札参加資格審査申込書の交付期間、場所及び方法
平成 29 年 8 月 21 日 10 時 00 分から平成 29 年 9 月 1 日 17 時 00 分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）（1）の担当部署にて交付する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
平成 29 年 8 月 22 日 10 時 00 分から平成 29 年 9 月 4 日 17 時 00 分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）（1）の担当部署に持参すること。但し、資料の作成に係る費用は提出者の負担とし、一度提出された資料は返却いたしません。
- (4) プレゼンテーション等の依頼があった場合は応ずること。

4 企画提案書に関する事項及び問い合わせ先

仕様書に基づき企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 29 年 9 月 22 日 17 時 00 分まで
- (2) 場 所 大阪病院 経理課
※郵送で提出のあった書類は受理しません。
- (3) 問合せ先 大阪病院 経理課 杉江、森山 電話 06-6441-5451

5 審査方法等

契約金額及び企画の提案等を総合評価方式により採点し、高得点者より交渉順位を決定する。